

平成29年8月29日
国土交通省中部地方整備局
静岡国道事務所

静岡県内 自転車通行禁止区間の情報提供について

～ 自転車の通行についてホームページを公開 ～

1. 概要

静岡県内の道路には自転車で通行できない区間があり、誤って自転車が通行できない区間に入ると重大な事故に繋がる恐れがあります。

静岡県内の自動車専用道路や自転車進入禁止区間など、自転車が通行できない区間（国道1号、国道138号、国道139号、国道246号、東駿河湾環状道路等）を対象に、誤進入しやすいポイント及び迂回ルートを表示した専用サイトを作成しました。

2. 資料

添付資料1：静岡県自転車通行禁止区間情報の利用方法

3. 解禁日

指定なし

4. 公開場所

静岡国道事務所HP内（添付資料1参照）

5. 配布先

静岡県政記者クラブ、静岡市記者クラブ、浜松市記者クラブ、沼津記者会、三島記者クラブ

6. 問合せ先

静岡県道路交通環境安全推進連絡会議事務局

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所

副 所 長	ゆい やすお 油井 康夫
管理第二課長	すぎさき みつひろ 杉崎 光広

 電話：(054)250-8907

※静岡県道路交通環境安全推進連絡会議は、静岡県警察本部、静岡国道事務所、沼津河川国道事務所、浜松河川国道事務所、静岡県、静岡市、浜松市、中日本高速(株)等が構成員となり、平成13年に設立。

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

静岡県自転車通行禁止区間情報の利用方法

【静岡県自転車通行禁止区間情報とは】

静岡県において、自転車により誤進入しやすい箇所及び迂回ルートを表示した専用サイトを作成しました。自転車通行禁止区間の情報を確認することができます。

この専用サイトは、静岡県を自転車で移動する方に向け、自転車が通行できない区間、代替ルート例、誤進入しやすいポイントを紹介しています。

対象路線は、国土交通省管理の国道1号、国道138号、国道139号、国道246号、東駿河湾環状道路、静岡県管理の国道150号、国道473号、県道222号、県道224号です。

【アクセス方法】

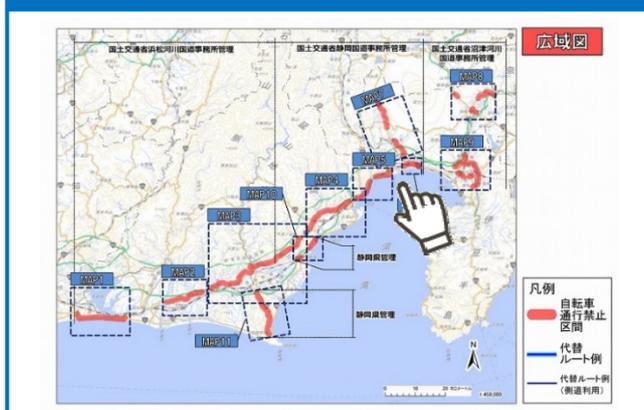
以下のURL、またはQRコードをスキャンして専用サイトへアクセスしてください。

URL : <http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukoku/torikumi/anzen/jitensya/tsuukoukinshi/top.html>



【利用方法】

① 見たいエリアをクリック



② 更に細かい見たいエリアをクリック



③ 自転車通行禁止区間と代替ルートを表示



④ 誤進入しやすい箇所と代替ルート例を写真つきで表示



<参考> 静岡県内における自転車誤進入について

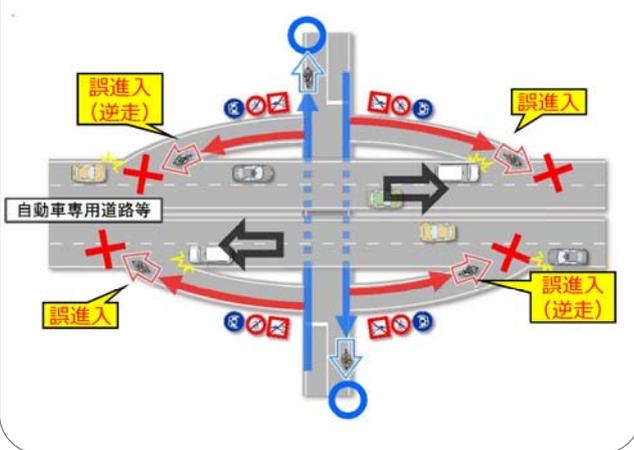
静岡県内の自動車専用道路や自転車通行止め区間において、自転車による誤進入が発生しています。特に長期休暇期間において多くの誤進入が発生している状況にあります。

このような状況を踏まえ、自動車専用道路や自転車通行止め区間などの自転車が通行できない区間を対象に、静岡国道事務所、沼津河川国道事務所、浜松河川国道事務所、静岡県では誤進入対策を検討しています。

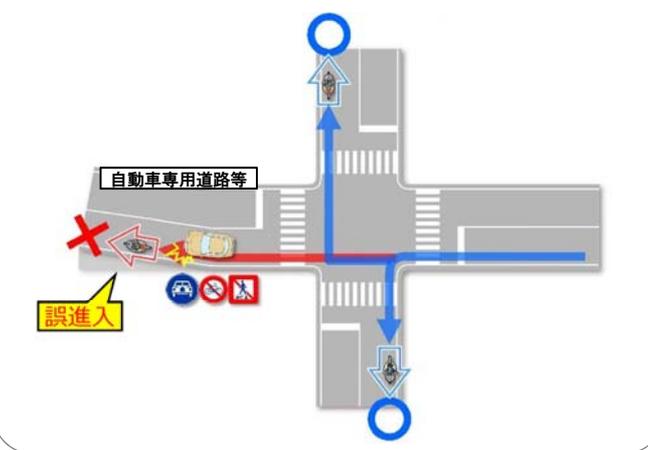
【誤進入が発生しやすい箇所】

以下のような箇所では自転車による誤進入の恐れがあります。

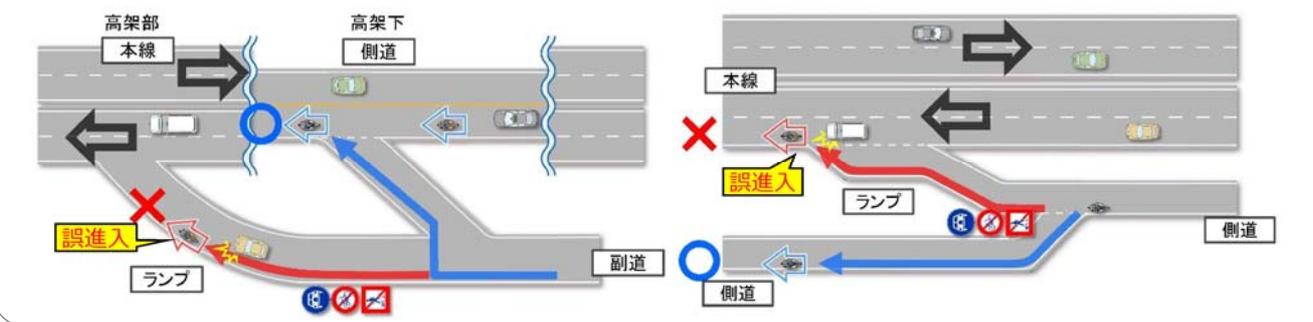
① ダイヤモンド型インターチェンジ



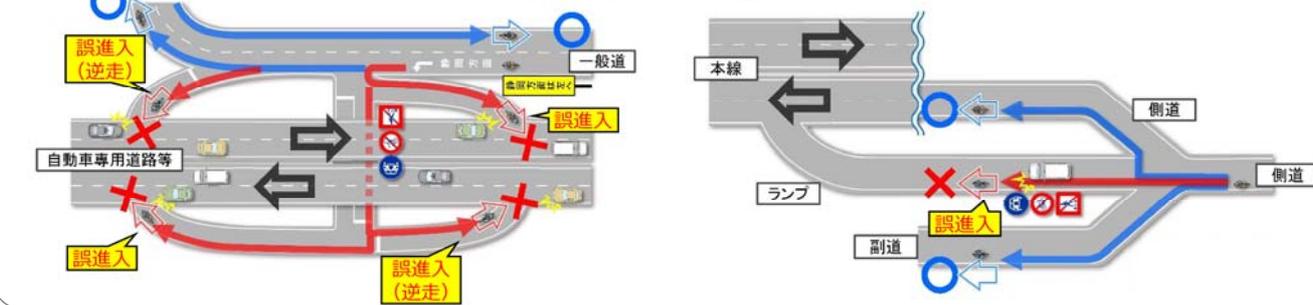
② 平面交差点で自動車専用道路等に接続する箇所



③ 道なりに走ること、自動車専用道路に進入してしまう箇所



④ その他 (特殊な箇所)



この標識が設置されている箇所は自転車では通行できません。



自動車専用道路
自動車専用道の入口などに設置されています。



自転車通行止め
自転車の通行を禁止する区間などに設置されています。